

愛知県産業教育審議会運営規定

第1 趣 旨

この規定は、愛知県産業教育審議会（以下「審議会」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 会長及び副会長の選出

会長及び副会長は、産業経済界、教育界及び勤労界の学識経験がある者から選出し、県職員からは選出しない。

第3 傍 聴

傍聴を希望する者には、傍聴を認める。

第4 会議録

審議会は、会議録を作成し、会議録には会長が指名する2名以上の委員が署名し、その保存期間は5年とする。

第5 専門員

専門員は、調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第6 雑 則

この規定に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規定は、平成14年7月30日から実施する。